

第 5 2 号 議 案

令和 5 年度 亀岡市 下水道事業会計 未処分利益剰余金の 処分について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の
規定により、令和 5 年度 亀岡市 下水道事業会計 未処分利益剰余金の
処分を下記のとおり行うため、議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 3 0 日 提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

記

令和 5 年度 亀岡市 下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当年度末残高	7,872,544,006	3,091,161,721	532,566,494
議会の議決による処分数額	254,167,199	0	△254,167,199
資本金への組入れ	254,167,199	0	△254,167,199
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第 7 条による処分数額	0	0	△278,399,295
減債積立金の積立て	0	0	△278,399,295
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第 8 条による処分数額	0	0	0
処分後残高	8,126,711,205	3,091,161,721	(繰越利益剰余金) 0

令和５年度亀岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の
処分について

地方公営企業法第３２条第２項の規定により、令和５年度亀岡市
下水道事業会計未処分利益剰余金５３２，５６６，４９４円のうち
２５４，１６７，１９９円を資本金に組み入れること。

令和５年度亀岡市下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当年度末残高	7,872,544,006	3,091,161,721	532,566,494
議会の議決による処分額	254,167,199	0	△254,167,199
資本金への組入れ	254,167,199	0	△254,167,199
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第７条による処分額	0	0	△278,399,295
減債積立金の積立て	0	0	△278,399,295
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第８条による処分額	0	0	0
処分後残高	8,126,711,205	3,091,161,721	(繰越利益剰余金) 0